

3号認定用(0~2歳児)

基本的には未就学児から数えて第1子となりますが、所得割額によって最年長者から第1子と数える場合もあります。詳しくは備考欄をご確認下さい。

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	短時間	標準時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	5,800	6,000
C2		上記以外の世帯	0	0
C3	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	11,700	12,000
C4		上記以外の世帯	5,800	6,000
C5	市民税所得割額 57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800	7,000
C6		上記以外の世帯	0	0
D1	市民税所得割額69,000円未満の世帯	23,500	24,000	
D2	市民税所得割額79,500円未満の世帯	11,700	12,000	
D3	市民税所得割額97,000円未満の世帯	25,500	26,000	
D4	市民税所得割額115,200円未満の世帯	12,700	13,000	
D5	市民税所得割額133,500円未満の世帯	28,500	29,000	
D6	市民税所得割額153,400円未満の世帯	14,200	14,500	
D7	市民税所得割額169,000円未満の世帯	31,400	32,000	
D8	市民税所得割額180,500円未満の世帯	15,700	16,000	
D9	市民税所得割額200,000円未満の世帯	35,300	36,000	
D10	市民税所得割額239,000円未満の世帯	17,600	18,000	
D11	市民税所得割額301,000円未満の世帯	38,300	39,000	
D12	市民税所得割額397,000円未満の世帯	19,100	19,500	
D13	市民税所得割額397,000円以上の世帯	41,200	42,000	
		20,600	21,000	
		22,100	22,500	
		22,100	22,500	
		44,200	45,000	
		22,100	22,500	
		47,100	48,000	
		23,500	24,000	
		49,100	50,000	
		24,500	25,000	
		54,000	55,000	
		27,000	27,500	
		58,900	60,000	
		29,400	30,000	
		70,700	72,000	
		35,300	36,000	
		0	0	

備考

- 1の世帯から1人の児童が保育所を使用する場合は、該当する項の上段の利用者負担額とする。
- 1の世帯から2人以上の児童が同時に保育所を使用する場合において、上段の金額にあつては当該世帯の最年長児に係る利用者負担額と、中段の金額にあつては第2子に係る利用者負担額と、下段の金額にあつては第3子以降の児童に係る利用者負担額とする。
- 1の世帯から1人以上の児童が保育所を使用する場合であつて、その世帯に次の施設を利用している児童がいるときは、当該施設を利用している児童は、その世帯において保育所を使用している他の児童と同時に保育所を使用しているものとみなす。
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認定こども園
 - ・ 特別支援学校幼稚部
 - ・ 情緒障害児短期治療施設通所部
 - ・ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達のための施設又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援
 - ・ 特定地域型保育事業所
- D1階層及びD2階層(市民税所得割額が77,101円未満の場合に限る。)に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯にあつては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする特定被監護者等のうち最年長者から第1子、次の年長者を第2子、次の次を第3子として数えるものとし、C5階層の利用者負担額を適用する。
- C1階層からC6階層に該当する世帯にあつては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする特定被監護者等のうち最年長者から第1子、次の年長者を第2子、次の次を第3子として数え、第1子は上段の金額とし、第2子は中段の金額とし、第3子以降は下段の金額とする。